

事務連絡

平成 29 年 2 月 15 日

各
都道府県 介護福祉士養成施設等主管課
政令市・中核市 介護福祉士養成施設等主管課
地方厚生（支）局 介護福祉士養成施設等主管課
関係団体

御中

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

福祉人材確保対策室

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律による在留資格「介護」の新設に係る特例措置について（周知）

平成 28 年 11 月 28 日に「出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 88 号）が公布され、我が国の介護福祉士の資格を有する外国人に対して、国内で介護福祉士として介護又は介護の指導を行う業務に従事することを可能とする在留資格「介護」が新たに創設され、公布の日から起算して 1 年以内に施行されることとなっています。在留資格「介護」は、介護福祉士養成施設を卒業して介護福祉士の国家資格を取得した者が対象とされる予定です。

今般、同法を所管する法務省入国管理局入国在留課から当室宛てに、別添の通り、平成 29 年 4 月から施行日までの間に、在留資格「介護」に該当する活動を開始しようとする外国人から、在留資格変更許可申請又は上陸申請があった場合には、在留資格「特定活動」を許可することにより、介護福祉士として就労することを認める特例措置を実施することとした旨の連絡がまいりましたので、貴課、貴団体に対しても周知いたします。この特例措置については、法務省ホームページにて周知されているところ、貴課、貴団体におかれども、ご承知おきいただくとともに、貴管下市区町村のほか、事業者等に対し、その周知徹底方していただくようよろしくお取り計らい願います。

法務省管在第877号

平成29年2月13日

文部科学省高等教育局医学教育課長 殿
厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室長 殿

法務省入国管理局入国在留課長 丸山 秀治

(公印省略)

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律による在留資格「介護」
の新設に係る特例措置の周知について（依頼）

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成28年法律第88号）が平成28年11月28日に公布され、在留資格「介護」の創設に係る規定については、公布の日から起算して1年以内に施行予定のところ、施行日までの間、一定の要件を満たす外国人に対し、介護福祉士として就労することが可能となるよう在留資格「特定活動」を付与する特例措置を実施することとしました。特例措置の実施については、法務省ホームページにて周知しているところ、貴課室におかれましても、本邦において介護福祉士として就労することを希望する留学生へ案内していただく等、積極的な周知に御協力願います。

法務省ホームページURL

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00119.html